

納付方法が 変わります！

令和4年度からの 町税・料金の納め方

日南町では社会状況の変化にともない、住民サービスや業務効率を向上させるため、令和4年4月から町税・各種料金の納期限と納税（納入）通知の方法を全国の標準方式に変更します。この変更によって税の納期限が変わり、コンビニ納付とスマホ決済ができるようになります。

**納税組合納付制度は
令和4年3月末で終了します**

かねてからお知らせしておりましたとおり、納税組合納付の制度は3月末で終了します。組合員の皆様の負担を軽減するため、国と地方のデジタル基盤統一を機に廃止を決定したものです。

納税組合員の皆様には、長きにわたり税収の確保や円滑な徴収にご尽力いただき、多大な貢献を賜りました。ここに謹んで敬意を表し、心よりお礼申し上げます。誠にありがとうございます。

令和4年3月
日南町長 中村 英明

令和4年度からの変更点

① 税の納期限が変わります

現在の集合徴収方式（町・県民税、固定資産税、国民健康保険税をまとめて徴収）を、税目別徴収方式（各税ごとに徴収）に改め、以下のとおり納期限を変更します。

令和3年度（令和4年3月分）まで

●=納付月

税目・料金	納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税	1回	●											
町・県民税	10回			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
固定資産税	10回			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
国民健康保険税	10回			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
介護保険料	10回			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
後期高齢保険料	8回				●	●	●	●	●	●	●	●	
上下水道料・住宅料	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●



令和4年度（令和4年4月分）から

税目・料金	納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税	1回	●											
町・県民税	4回			●		●		●			●		
固定資産税	4回		●		●		●			●			
国民健康保険税	8回				●	●	●	●	●	●	●	●	
介護保険料	8回				●	●	●	●	●	●	●	●	
後期高齢保険料	8回				●	●	●	●	●	●	●	●	
上下水道料・住宅料	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

